

富士見ヶ丘複合店舗

(公告日：令和6年1月11日)

1 届出区分

変更（法第6条第2項）

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

ナカヤ建設株式会社

代表取締役 中村 幸生

(2) 住所

水戸市元石川町 611 番地 83

3 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

富士見ヶ丘複合店舗

つくばみらい市富士見ヶ丘一丁目 28 番 4

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）午前9時

（変更後）午前9時（一部午前7時30分）

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前8時30分～午後11時

（変更後）午前7時～午後11時

(3) 変更の年月日

令和5年12月23日

(4) 変更の理由

営業計画変更のため

4 届出年月日

令和5年12月22日

5 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課